

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(土曜)に当り、その翌日)

目 次

- ◇ 告 示
 - 新たに生じた土地の確認(二件) (地方課)
 - 字の区域の変更(二件) (〃)
 - 土地改良区の役員の就退任(農村整備課)
 - 土地改良区の役員の退任(〃)
 - 土地改良法による換地計画の決定(四件) (〃)
 - 土地改良事業の認可申請の適否の決定(十二件) (〃)
 - 土地改良事業の認可(〃)
 - 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(三件) (〃)
 - 保安林の指定の解除(造林課)
 - 保安林の指定の解除予定(〃)
 - 林業種苗法による生産事業者の登録の失効(〃)
 - 鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正(会計課)

告 示

鳥取県告示第百十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定に基づき、気高町長から同町の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに生じた土地の位置(昭和六十三年八月二十三日現在の地番による。)	新たに生じた土地の面積
気高町大字酒津字清水谷九七三の地先	六〇九・四七平方メートル

鳥取県告示第百十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定に基づき、気高町長から同町の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに生じた土地の位置（昭和六十三年八月二十三日現在の地番による。）

新たに生じた土地の面積

気高町大字酒津字清水谷九七三の地先

九三〇・九〇平方メートル

鳥取県告示第百十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、気高町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十三年八月二十三日現在の地番による。）
大字酒津字清水谷	大字酒津字清水谷の全域
	大字酒津字清水谷九七三の地先の公有水面埋立地

鳥取県告示第百十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、気高町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十三年八月二十三日現在の地番による。）
大字酒津字清水谷	大字酒津字清水谷の全域
	大字酒津字清水谷九七三の地先の土地

鳥取県告示第百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり米川土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

- | | |
|---------|------------|
| 理事 倉敷敏成 | 米子市上福原四六〇 |
| “ 国尾 茂 | “ 西福原一三五九一 |
| “ 永見 新一 | “ 西三柳二一八五 |
| “ 浦上 金一 | “ 観音寺一四〇 |
| “ 三島 卓治 | “ 安部一二 |

松本 初 " 夜見町一九六
 門脇 広徳 " 富益町四四六八
 安達 昭男 " 和町二五六七
 岩吉 元久 " 彦名町四四〇一
 渡部 薫 " 大崎二〇一三
 永見 元 境港市小篠津町八九〇
 山本 賢 " 竹内町六三一
 堀田 収 " 上道町四四三
 松本 義人 " 渡町九三六
 浜田 靖 " 外江町一九三七
 監事 佐野 明德 米子市大谷町三四三
 宮崎 正喜 " 大篠津町一八二六
 池 淵 巖 境港市花町一一七
 平成元年一月二十日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 倉敷 敏成 米子市上福原四六〇
 " 国 届 茂 " 西福原一三五九一一
 " 永見 新一 " 両三柳二二八五
 " 竹内 一夫 " 目久美町二九五
 " 三島 卓治 " 安倍一二
 " 松本 初 " 夜見町一九六
 " 門脇 広徳 " 富益町四四六八
 " 安達 昭男 " 和町二五六七

渡部 薫 " 大崎二〇一三
 " 内田 範男 " 彦名町六一七一
 " 景山 義光 境港市中野町五〇五
 " 足立 輝夫 " 上道町五七四
 " 松本 義人 " 渡町九三六
 " 浜田 靖 " 外江町一九三七
 " 永見 元 " 小篠津町八九〇
 監事 中原 敏雄 米子市中島八〇
 " 南 忠良 " 大篠津町一七七一
 " 池 淵 巖 境港市花町一一七
 平成元年一月二十一日就任 任期四年

鳥取県告示第百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとお上北条土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 河本 三男 倉吉市下古川一六八一
 昭和六十四年一月二日退任

鳥取県告示第百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る加勢蛇川第二地区第七工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年二月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る天神野地区第一工区の換地計画を

定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年二月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る天神野地区第三工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年二月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画については異議があるときは、

縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第二百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る立縫地区第五工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年二月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画については異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第二百二十一号

東伯郡泊村大字原四六一藤井賢一ほか五人の者が共同して行う土地改良事業（非補助事業原地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年二月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

泊村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百二十二号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業津ノ井（香取第三）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年二月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百二十三号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業津ノ井（紙子谷）地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年二月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十四号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業大郷（金沢第一）地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年二月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十五号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業大郷（金沢第二）地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したの

で、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年二月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十六号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業大郷（松原）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年二月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十七号

鳥取市が行う土地改良事業（農村地域定住促進対策事業伏野地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年二月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十八号

東郷町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業東郷（村上）地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年二月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東郷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十九号

江府町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業三平地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年二月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十号

鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）長柄地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年二月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十一号

鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）倉田地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年二月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十二号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業大郷（金沢）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地

改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年二月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、東郷町が行う土地改良事業（大豆生産流通改善条件整備事業長江地区農業用排水）を平成元年一月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百三十四号

岩美町が行う土地改良事業に係る坊谷地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成元年二月四日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
岩美町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十五号

若桜町が行う土地改良事業に係る糸白見地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十五年法

律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成元年二月四日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
若桜町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十六号

岩美町が行う土地改良事業に係る本庄地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年二月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成元年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字市瀬字砂山二四八四の一・二四八五の二（以上二筆

について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第百三十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市椋波字奥田四一三の二、四一四の二、四一四の三

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

農道用地とするため

鳥取県告示第百三十九号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成元年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
百九十一	小 椋 忠 治	東伯郡三朝 大字木地 山四〇	穂の採取並びに 幼苗及び幼苗の 外の苗木の育成	小椋 忠治 畑 苗	東伯郡三朝 大字木地 山 町

鳥取県告示第百四十号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成元年二月十三日から施行する。

平成元年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表の株式会社鳥取銀行の項中

大阪市東区道修
町二丁目

を

大阪
修町

市中央区道
二丁目

に改める。